

改正前

配偶者控除（納税義務者の所得制限はなし）			参考 配偶者の給与収入 （給与所得だけの場合）
配偶者の合計所得金額 38万円以下	所得税控除額 （老人控除額）	38万円 （48万円）	
	住民税控除額 （老人控除額）	33万円 （38万円）	

※老人控除額とは70歳以上の配偶者の控除額です。



改正後

配偶者控除（納税義務者の合計所得が1,000万円超の場合は受けられません）					
		納税義務者の合計所得金額 （納税義務者が給与所得のみの場合の給与収入）			参考 配偶者の給与収入 （給与所得だけの場合）
		900万円以下 （1,120万円以下）	900万円超 950万円以下 〔1,120万円超〕 〔1,170万円以下〕	950万円超 1,000万円以下 〔1,170万円超〕 〔1,220万円以下〕	
配偶者の合計 所得金額 38万円以下	所得税控除額 （老人控除額）	38万円 （48万円）	26万円 （32万円）	13万円 （16万円）	103万円以下
	住民税控除額 （老人控除額）	33万円 （38万円）	22万円 （26万円）	11万円 （13万円）	

※老人控除額とは70歳以上の配偶者の控除額です。